

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
<p>事務局長</p>	<p>1. 開催日時 令和3年12月21日(月) 午前9時00分から午前9時40分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 27号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第 29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礒川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 5番 浅井 佐智子 委員

議席番号 7番 大橋 一之 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請	11件
議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請	13件
議案第29号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	11件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	12件
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	14件
	3. 現況証明願	6件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	18件
	2. 農地改良届出書	1件

(委員1名 途中入室)

それでは、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請11件について審議をお願いします。なお、議案番号9番と11番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号1番から8番と10番の審議をおこないます。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（1番から8番と10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）</p> <p>以上、議案番号3番、9番、11番を除く8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号3番の取下げ、また、議案番号1番、2番、4番から8番、10番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請議案番号1番、2番、4番から8番、10番について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案番号 9番と11番 について、審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、議案番号9番と11番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（9番と11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）</p> <p>以上、議案番号9番と11番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号9番と11番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請9番と11番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>

<p>会長</p>	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。なお、議案番号2番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号2番の審議をおこないますので、関係委員が退席したまま審議を進めます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しています。結婚してから1年以上経過したため、そろそろ子どもを授かりたいと考えております。子どもを授かれば現在のアパートでは手狭になっていく状況のため、一戸建ての住宅を建築したいと考えました。妻は自己所有の土地を所有しておらず、自分の唯一の自己所有地である申請地に住宅を建築したいと考えました。申請地は実家にも近く、親族助け合って生活していくには最適な土地だと考えました。今般の申請にて自己用住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 2番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請2番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号1番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は住所地にて夫婦2人の母の家族3人で生活しています。現住所地の一部は借地となっているのですが、母屋の老朽化が激しく、建て替えの時期が迫ってきています。建て替えに際して借地を譲っていただくか、引き続き借地させていただこうか考えましたが、了承いただけませんでした。そこで自己所有地での自己用住宅を計画し、申請地であれば農家住宅と農業用倉庫</p>

<p>会長</p>	<p>を建築し、引き続き農業を行うのに十分な土地であること、また、他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて農家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案番号1番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請13件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は佐屋町の住宅で夫婦と子供2人の家族4人で生活しています。現在の住まいはもともと父の弟の所有でしたが、死亡して空き家になっていたおり、結婚を機に申請者夫婦が生活をするようになりました。一昨年までは何の問題もなく生活していたのですが、隣人とのトラブルにより平穏な生活ができなくなってきました。そこで、現在の住宅を出ることを父に相談したところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は今年6月に入籍しましたが、妻が住んでいる知立市内の賃貸アパートは一人暮らし向けの居室で入居することができないため、親元で暮らしており、夫婦別居中です。入籍前から将来の生活を妻と相談していますが、多くの子供を望んでいること、今後の資産形成を考え、自己用住宅を建築する計画をしました。申請者夫婦には自己所有地がないため、両親に相談したところ、申請地への分家住宅の建築を勧められました。申請地であれば本家の隣接地であり、住環境もよく申し分ない立地であると考えます。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅として利用する計画です。</p>

事務局

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成9年に須依町で会社を設立し、主として土木工事業、解体業を行っております。愛西市内の2か所の資材置場は、残土や解体作業などで出た破材などを入れるアームロールコンテナなどで大変手狭となり、無理やり敷地内に機材を置こうとする危険を伴う状態となっております。このような状況を解決するために、本社近くの雑種地等を探しましたが条件に合う場所を見つけることができませんでした。申請地は、既存の資材置場より本社に近く、資材置場を拡張するには十分な面積です。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供1人の家族3人で生活しています。子供の成長に伴い、現在の住居は手狭になってきたため、実家の近くでの自己用住宅建築を計画しました。申請者夫婦は自己所有地がないため、不動産屋に足を運びましたが、適当な物件が見つかりませんでした。どうしたらよいか困っていたところ、父が申請地であれば住宅敷地として使ってもよいと言ってくれました。申請地は他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅として利用する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供1人の家族3人で生活しています。子供の成長に伴い、家財道具も増え、現在の住居は手狭になってきました。そこで実家の両親に同居について相談しましたが、両親の住む家屋は単世帯住宅であり、生活リズムも異なるため、同居は断念しました。そこで実家の隣接地に分家住宅を建ててはどうかという話になり、申請地であれば住宅敷地として使ってもよいと言ってくれました。申請地は他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成20年に法人を設立し、産業廃棄物を中間処分した後にリサイクル品として燃料や原材料業者に出荷する事業を行っております。現在、構内は搬入されたリサイクル品や分別途中、出荷待ちコンテナが並んでおり大変込み合っている状態です。また、トラックも常時3、4台駐車し、非常に混雑しており事故も起こりやすくなっております。このような問題を解決するため、作業場を拡大すべく、周辺地を探しましたが、なかなか見つからず、隣接地を選定しました。申請地は、現在の事業所に隣接しているため一体利用ができ、作業場および資材置場として利用しても、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を買い受け、作業場および資材置場を設置する計画です。

事務局

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では320枚のパネル(発電出力:99.2kw)を設置し総事業費は1,260万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H120cm)で囲い、地表面につきましては砕石敷きとし、雨水は自然浸透させる計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成22年より申請地の隣接地である弥富市にて自動車の整備及び中古車の下取り買取り販売を主な事業として営んでおります。現在の店舗敷地内は整備車両等10台程度を駐車すると満車状態で店舗の向かい側の土地車4台分のスペースを賃借しております。現状では整備車両と下取り買取り販売車両で常に満車の状態であり、作業効率も悪く、賃借している土地も地主より返還を求められているため、早急に駐車場を確保する必要が出てきました。早速駐車場となる用地を検討し、近隣を探したところ、隣接の土地所有者より譲ってもよいとの声をかけていただきました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和47年に早尾町で会社を設立し、ダイキャストによる自動車等の関連部品の製造および加工業を営んでおります。業績の向上とともに作業・運搬スペースを十分確保することが困難な状況となり、既存敷地内に新工場を建築する運びとなりました。新工場建設に伴い新たな駐車場の確保に迫られることとなり、業務用トラックや従業員駐車場として利用してきた申請地について、農地転用が必要なことを知り、今回の申請に至りました。法令等の無知により長年にわたり利用してきたことを反省しております。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は総菜、生鮮食料品などの製造加工及び販売業を営んでおり、申請地隣接地の既存敷地内の駐車場に工場を増築したところです。増築前には駐車場は足りていたのですが、増築後は全く足りておらず、搬入車や来客のことも考えると緊急で駐車場が必要となっております。周辺の雑種地等をさがしましたが、利用できる土地は見つからず、そんな折、今回の申請地を利用できる運びとなりました。申請地は、駐車場を造成しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて妻と妻の両親の計4人で生活しております。将来のことを見据え妻と話し合いをした結果、今後子どもができ成長していくことを考えると、住居が手狭になることは明白です。そこで当初からの念願である自己用住宅の建築を計画しました。申請者夫婦に自己所有地はなく、不動産屋を回り物件を探しましたがなかなか見つかりませんでした。そんな折、父が申請地であれば住宅建築に利用してもよいと言ってくれました。申請地は、住宅を造成しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請

事務局	<p>にて申請地を借り受け、分家住宅として利用する計画です。</p> <p>(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供1人の家族3人で生活しています。家財道具も増えつつあり、現在の住居は手狭になってきました。今後のことも考え一戸建ての住宅に移り住んだ方が良いのではという結論に至りました。そこで、父から相続した申請地で分家住宅を建てるべく、共有者の同意を求めたところ快諾してもらえました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(13番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和38年に草平町で会社を設立し、メンズ洋品、スーツの卸販売業を主な業務としております。実店舗販売を行う傍ら、ネット販売も順調に業績を伸ばしております。現在従業員と来客用の駐車場を兼用しており、搬入車が入らない場合があります。その場合一時的に南や西の土地所有者の承諾を得て止めさせていただいております。このような現状のため、長い間駐車場としての候補地を探してはりましたが、距離が離れすぎても実用性に乏しく、条件に見合う土地が見つかりませんでした。このたび隣地所有者に相談したところ、了承を得られました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、13件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第28号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請13件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) 以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 29 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 29 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番から 11 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 9 号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 11 番、全体筆数は 47 筆、面積は 180,610 m² です。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、11 名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和 3 年 12 月 6 日、愛知県農業振興基金同意は令和 3 年 12 月 6 日、公告年月日は令和 3 年 12 月 28 日、契約開始年月日は令和 4 年 1 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 9 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、14件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から18番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、18件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

会長

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時 40分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月21日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 5番委員 浅 井 佐智子

議事録署名者
議席番号 7番委員 大 橋 一 之